

平成 29 年度 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金募集要項

1 応募資格

次の(1)から(5)までのすべてを満たす方

- (1) 申請時に、大学等の最終学年の1年前の学年以上の在籍生で、かつ、就職先が決まっていない方

在学する学校等	申請可能な学年
大学院	修士課程1年生以上
大学(6年制)	5年生以上
大学	3年生以上
短期大学、高等専門学校の特攻科	1年生以上
高等専門学校	4年生以上
専修学校の専門課程	2年制課程の場合：1年生以上 3年制課程の場合：2年生以上 4年制課程の場合：3年生以上

- (2) 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則(平成28年三重県規則第68号)で定める地域(以下、「指定地域」という。)への定住を希望する方
- (3) 常勤雇用又は個人事業主等として就業する予定の方(ただし、公務員は除く。)
- (4) 日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借入れ、返還予定の方
- (5) 平成29年3月31日時点で35歳未満の方

2 募集人数

20人

3 募集期間

平成29年7月5日(水)から平成30年1月31日(水)まで

4 助成内容

助成金額：在学中に借受予定の奨学金総額の1/4(上限100万円)

助成金は、大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域に4年間居住した場合に助成金額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。

例) 在学中の借受予定の奨学金総額が400万円の場合

助成金額は、100万円となります。

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域に4年間居住した場合に33万円を交付し、8年間居住した場合に残り67万円交付します。

5 指定地域

指定地域は、次の地域となります。

- ・離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する主務大臣の指定を受けた地域
- ・辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する地域
- ・山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項に規定する主務大臣の指定を受けた山村
- ・半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する主務大臣の指定を受けた地域
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する地域
- ・過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項（同法第 32 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同法第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域
- ・三重県準過疎地域自立促進要綱（平成 28 年三重県告示第 487 号）第 2 条（第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同要綱第 7 条第 2 項の規定により準過疎地域とみなされる区域

具体的には、次の地域となりますが、「(2) 一部の地域が対象となる市町」に記載されている地域のうち、「(旧 町) 全域」と記載されている地域以外の地域への居住を希望されている場合は、上述の法律等で規定される地域に含まれるかどうかを個別に判断しますので、お問い合わせください。

(1) 全域が対象となる市町

伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 一部の地域が対象となる市町

桑名市 … (旧多度町) 古美

いなべ市… (旧北勢町) 十社、川原、二之瀬

… (旧藤原町) 立田、白瀬、西藤原、篠立、古田、鼎

鈴鹿市 … 深伊沢

亀山市 … (旧亀山市) 白川、野登、坂本

… (旧関町) 全域

津市 … (旧久居市) 榊原

… (旧芸濃町) 河内

… (旧美里村) 全域

… (旧白山町) 家城、倭、八ツ山、大原

… (旧美杉村) 全域

- 松阪市 ……(旧松阪市)全域
……(旧飯南町)全域
……(旧飯高町)全域
……(旧嬉野町)宇気郷、中郷、嬉野小原、嬉野上小川
- 伊賀市 ……(旧上野市)丸柱、花垣、古山、比自岐、擧見、大滝、桂、きじが台
……(旧阿山町)玉滝、丸柱、槇山
……(旧大山田村)全域
……(旧青山町)全域
- 名張市 ……国津

6 申請方法

申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類を添えて、提出期限までに(2)の提出先まで郵送(配達証明郵便)又は持参してください。

(1) 申請書類

- ・申請書(様式第1号)
- ・奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの
- ・履歴書(様式第2号)
- ・在学証明書
- ・在籍大学等の推薦書(様式第3号)
出身世帯が生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方については、以下の書類を提出いただければ、審査において一定の配慮を行います。
- ・(出身世帯が生活保護受給世帯の場合)生活保護受給証明書(平成29年7月1日現在)
- ・(出身世帯が市町村民税所得割非課税世帯の場合)所得課税証明書(平成28年分)

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部戦略企画総務課

(3) 提出期限

平成30年1月31日(水)17時00分必着
郵送の場合は、配達証明郵便を利用すること

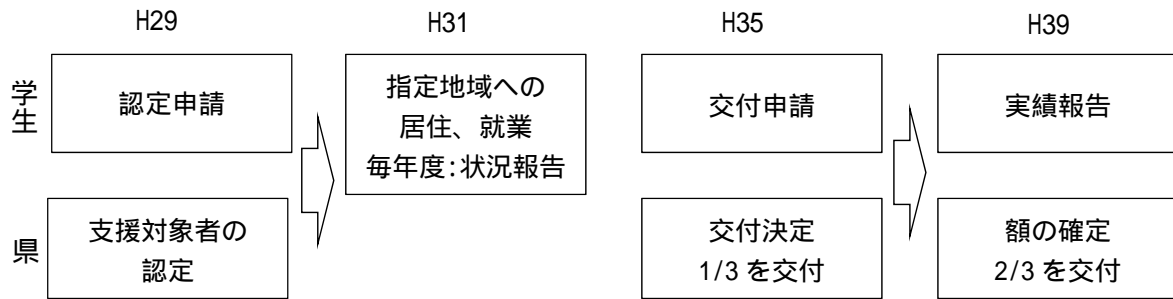
7 審査及び認定

審査は、書面審査(一次審査)と面接審査(二次審査)を行います。

面接審査は、書面審査(一次審査)を通過された方を対象として、平成30年3月16日(金)に実施します。

なお、審査を行うため、必要に応じて、追加の資料を提出いただく場合があります。

8 助成金交付までの流れ（認定後の手続き）



大学3年生が認定申請した場合

（支援対象者の認定）

認定申請後、審査を経て、平成30年3月下旬までに審査結果の通知、支援対象者の認定を行います。ただし、認定を受けただけでは助成金は交付されませんのでご注意ください。

（状況報告）

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から実績報告（助成金額を確定するための最終の報告）を行うまで、毎年度、居住・就業状況等について状況報告を行う必要があります。

（交付申請及び交付決定）

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日が属する年度を含め4年度が経過した後、1月以内に交付申請を行っていただきます。交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

（助成金の支払い（第1回））

交付決定後、助成金請求書を提出いただき、助成金額の1/3を交付します。

（実績報告及び額の確定）

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日が属する年度を含め8年度が経過した後、1月以内に実績報告を行っていただきます。実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

（助成金の支払い（第2回））

額の確定後、助成金請求書を提出いただき、助成金額の残額を交付します。

9 問い合わせ先

〒514-8570 三重県戦略企画部戦略企画総務課

電話 059-224-2009

FAX 059-224-2069

メール sensomu@pref.mie.jp